

介護サービス「共通健康診断書」について

京都府医師会では、特養や老健、あるいはデイサービス等を利用する際に事業所・施設から提出を求められる健康診断書が、事業所・施設によって記載項目が異なる、事業所等毎に提出が必要で利用者の負担が大きい、といった問題が多々あることから、これらの問題解決のために統一健康診断書検討特別委員会を設置、健康診断書項目の共通化、並びに運営方法等について鋭意検討し、報告書という形で意見をまとめた。

健康診断書については厚生労働省のQ & Aに「主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。～中略～ただし、この場合でも、利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった介護保険制度の活用にも努めることが望ましく、事業者が、安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱は適切でない。」という記載があることをふまえ、施設サービスやデイサービス等を利用する際に必ず必要とするものではなく、施設等がどうしても求めた時にこの「共通健康診断書」を使用していただくこと、利用者の負担軽減のために、一定の条件をつけてコピー可とすること、共通健康診断書の項目としては介護サービス提供に当たって必要最低限のものに止め、これ以外の項目について施設等が知りたい場合であって、かかりつけ医がそれを把握している場合は、診療情報提供書でやりとりしていただく、把握していない場合は新たに検査等を求めない、というコンセプトで作成した。

これを各事業所・施設団体がそれぞれの会員に周知し、運営について協力を求め、使用開始されている。会員各位におかれては、上記コンセプトをご理解いただき、本委員会報告書をご覧いただいた上で、利用者（患者）の負担軽減のためにご協力願いたい。

【運営上の主な留意事項】

1．健康診断書を利用する場合

施設等が健康診断書提出を求めている場合にまでも本診断書を義務づけるものではなく、健康診断書が必要な場合のみ利用する。また、主治医意見書や診療情報提供書等により十分な情報が得られる場合も、本診断書は必ずしも必要としない。本来はサービス担当者会議等による情報交換で十分事足りるものである。その場合、記載医師は訪問診療等を行っていれば居宅療養管理指導費を算定できる。

2．記載項目について

記載項目は医療情報、特に感染症を中心とし、胸部レントゲン撮影と肝炎ウイルス検査についてのみ原則必須とし、これらについても既存のデータがあればそれを利用する。記載項目以外の、記載医師が有用と判断した情報は提供を勧奨し、生活や介護に関する情報は必須としない。

3．費用と保険診療の関係

共通健康診断書の文書料並びに検査にかかる費用は自由診療であり、金額の統一は独占禁止法に抵触するので、各医療機関で患者の負担にならない程度で設定いただきたい。

健康診断書に代えて、あるいは健康診断書以外の情報について別途、日常診療で知り得ている情報を診療情報提供書で提供する場合は診療情報提供料を算定することができる。その場合、老健や介護療養型医療施設に対しては直接発行でき、特養の場合でも、その配置医師の所属する医療機関に対して発行することができる。しかし、デイサービス（通所介護）に対して発行は不可であり、その場合は

居宅介護支援事業所に対して発行することにより対応できる。ただし、この場合(診療情報提供料()の注2、注3)は、同一月に居宅療養管理指導料と併せて算定は不可である。

4. 運用方法

診断書は、原則記載日から1年間有効とし、記載の時点で複写することの同意を得た上に、さらに複写する際に、再度記載医師に複写することの同意を得る。

複写する際には必ず原本から複写する(複写の複写は不可)。複写したものに複写を実施した者の氏名、複写実施日、記載医師の同意確認日を記載し、捺印する。

利用者本人か本人から委任を受けた介護支援専門員が、共通健康診断書の記載を依頼し、原本を保管し、コピーの承諾を行う。介護支援専門員は委任を受ける際に同意書(別紙参照)を利用者からもらい、記載の依頼等をする際に主治医に提示する。

本診断書は、事業所・施設の利用申込み時のみに使用するものとする。また、取扱いにあたって個人情報保護に十分注意する。